

平成 23 年 9 月 5 日

平成 24 年度 小学校新入学予定者の保護者の皆様へ

浜松市教育委員会

小学校の通学区域制度の弾力的運用の試行について

浜松市では、平成 24 年度に小学校に入学する児童について、原則は指定校への入学ですが、以下のとおり通学区域制度の弾力的運用（一定の条件のもとで入学する学校を変更することができる制度）を浜松市内全域において試行します。

保護者の皆様には、この制度の趣旨をご理解いただくとともに、制度を利用される際には、対象となる子どもはもとより、ご家族の意見を充分確認したうえで申込みをされますようお願いいたします。

【目的】

現在の通学区域制度は、子どもの通学する学校を住所地によって指定することになっています。しかしながら、社会の状況や保護者の教育に対する意識の多様化などを背景に規制緩和への期待が高まってまいりました。

しかし、制度の弾力的運用を進めるにあたっては、地域活動と学校の関係や学校規模の適正化、学校運営の安定など配慮が必要な課題もたくさんあります。

そこで本市においては、これまでの通学区域制度の長所を活かしながら、通学の負担や安全に関する課題に対応することを目的に、小学校の通学区域制度の弾力的運用を浜松市内全域において平成 22 年度から試行しています。

【試行内容】

1 対象者

浜松市内の平成 24 年度新入学予定児童

2 受け入れ可能な児童数（5 ページ参照）

各学校の本来の通学区域からの新入学予定児童数を基本として、施設の規模や学校運営計画を考慮して受け入れ可能な児童数（以下、「定員」）を決定します。（1 校あたり 5 人～10 人程度の受け入れを目安としています。）

なお、希望者数が定員を上回った学校は、当該希望者の中で公開抽選により入学を認める者を決定します。

3 入学する学校を希望できる範囲

浜松市立小学校で「（指定校より）自宅から最も近い学校」または「自宅の指定中学校区内にある小学校」のうちから 1 校を希望できるものとします。

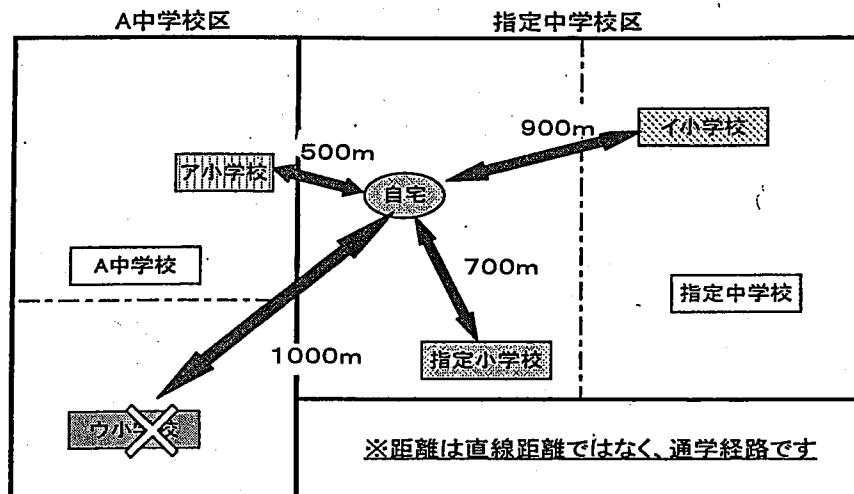
ただし、本来の通学区域からの新入学予定児童数が多いため、次の小学校は希望対象となりません。

【受入不可能校】

東小、竜禅寺小、広沢小、上島小、鴨江小、葵西小、蒲小、与進小、積志小、和地小、篠原小、村瀬小、雄踏小、白脇小、北浜北小、内野小、北浜南小、伎倍小、光明小

※上記の小学校が自宅から最も近いが、他に指定校よりも自宅から近い学校（第 2 候補）がある場合は、その小学校を希望できるものとします。

※選択範囲の例



- 指定小学校⇒指定小学校への就学には、希望申請の必要はありません。
- ア 小 学 校⇒希望できる（自宅から最も近い小学校）
- イ 小 学 校⇒希望できる（指定中学校区内の小学校）
- ×ウ 小 学 校⇒希望できない（指定小学校よりも遠く、違う中学校区である）

4 申込み期間

平成 23 年 10 月 17 日（月）から 11 月 30 日（水）まで

5 手続きの場所・時間

原則として、希望する小学校で受け付けます。

平日の午前 9 時から午後 4 時の間に、必要書類と認め印をご持参のうえ来校してください。

なお、来校の際は、車両の使用はご遠慮ください。児童の安全と制度の趣旨の観点からも遵守をお願いします。

その他、教育委員会でも受け付けます。平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までにお越しください。

（浜松市中区中央一丁目 2-1 イーステージ浜松オフィス棟 6 F 教育総務課）

6 必要書類

- ・ 入学する小学校の変更申込書（7 ページ別記様式）
- ・ 地図（自宅・指定校・希望校の位置関係がわかるもの。手書きでも構いませんが、ある程度正確な距離や通学経路がわかるようにしてください。中学校区内の小学校を希望される場合も提出してください。）

7 転居・転入予定者の取扱い

【転居：市内での住所異動 転入：浜松市外からの住所異動】

（1）あらかじめ転居・転入が判明している場合

新入学から 1 年以内（平成 25 年 3 月 31 日まで）に転居・転入することが確実で、転居先の指定校以外の学校を希望する場合は、申込み期間内に申込みことができます。その際には、建築確認済証及び建築確認申請書、不動産賃貸借契約書等により、建築主（賃借人）などの氏名及び転居予定先住所、完成（入居）予定日などを確認しますので、必要書類と認め印をご持参のうえ、教育総務課にて手続きをしてください。

(2) 申込み期間後に急に転居・転入が決まった場合

申込み期間終了後（平成 23 年 12 月 1 日以降）に急に転居・転入することが決まった場合は、その事実を確認した時点で希望を受け付けます。

ただし、抽選により受け入れる児童を決定している学校は、希望することができません。

なお、転居・転入が平成 24 年 4 月以降になる場合の手続きは、(1) と同様です。

※ (1) (2) 共通事項

転居・転入が確認できる書類（建築確認済証、不動産賃貸借契約書等）は平成 24 年 3 月 31 日までに提出してください。期日までに提出できない場合は希望校への入学の決定は無効となります。

8 決定の取消し

申込み期間終了後に、希望する学校への入学を認めることができる範囲外に転居することになった場合は、この申込み又は決定を取り消します。この場合、新たな居所における規定の範囲で、希望する小学校への入学を申込みことができます。

ただし、抽選により受け入れる児童を決定している学校は、希望することができません。

9 留意事項

弾力的運用により入学する小学校の変更を希望する子どもと保護者の皆様には、申込みに際して、「抽選による決定」や「通学方法など学校のきまりを守ること」、「学校行事や地域活動への積極的な参加を心掛けていただくこと」などに、同意をいただきます。

なお、通学手段につきましては、各自での対応となりますので、あらかじめご承知おきください。

また、小規模特認校（元城小、花川小、南庄内小、鏡山小、熊小、双葉小）及び、小中一貫校として平成 24 年度に開校する引佐北部小中学校は、本制度ではなく、別の学区外就学許可申請により就学が可能となります。詳細は教育総務課までお問い合わせください。

10 結果の通知

- ・許可の場合・・・翌年の 1 月中旬までに、希望する小学校への入学通知書等をご自宅に郵送します。
- ・不許可の場合・・・翌年の 1 月中旬までに、不許可通知と本来の指定校への入学通知書をご自宅に郵送します。

結果についての個別のお問い合わせはご遠慮いただきますようお願いします。

問い合わせ先・担当 浜松市教育委員会 教育総務課 学事グループ TEL053-457-2406
--

平成 23 年 9 月 5 日

平成 24 年度 中学校新入学予定者の保護者の皆様へ

浜松市教育委員会

中学校の通学区域制度の弾力的運用の試行について

浜松市では、平成 24 年度に中学校に入学する生徒について、これまでの指定校制度による通学区域を基本としながら、一定の範囲で入学する学校を変更することができる弾力的な運用を、浜松市内全域において試行します。

保護者の皆様には、この制度の趣旨をご理解いただくとともに、制度を利用される際には、対象となる子どもはもとより、ご家族の意見を充分確認したうえで申込みをされますようお願いします。

【目的】

- 1 学校の特色に応じて入学したい学校を希望できることで、子ども一人ひとりが自己をより良く成長させる機会とします。
- 2 子ども自身が自ら希望した学校でいきいきと学ぶことで、学校の特色づくりと活性化を図ります。

【試行内容】

(1) 対象者

浜松市内の平成 24 年度中学校新入学予定の生徒

(2) 受け入れ可能な生徒数

各学校の本来の通学区域からの新入学予定生徒数を基本として、施設の規模や学校規模の適正な均衡を考慮して決定します。

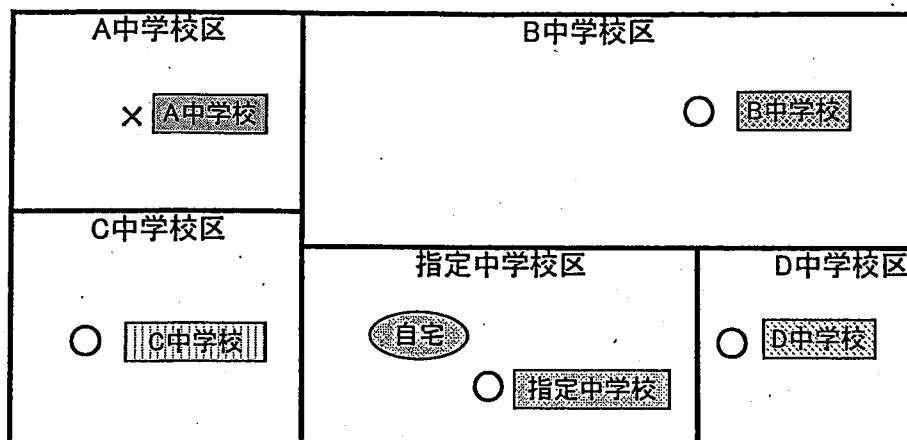
希望可能な中学校及び受け入れ可能な生徒数(以下、「定員」)は、別表 1 のとおりです。

なお、希望者数が定員を上回った学校は、当該希望者の中で公開抽選により入学を認める者を決定します。

(3) 弾力的運用の方法

浜松市内の浜松市立中学校で指定校の通学区域と境界を接する「隣接校」の内から、1 校を希望できるものとします。

※選択範囲の例



- 指定中学校⇒指定中学校への進学には、希望申請の必要はありません
- × A 中 学 校⇒希望できない（境界を接していない）
- B 中 学 校⇒希望できる
- C 中 学 校⇒希望できる
- D 中 学 校⇒希望できる

※具体的に、希望できる学校群は別表2のとおりです。

(4) 申込み期間（期限厳守）

（第1次）平成23年10月3日（月）から11月25日（金）まで

※中間報告 平成23年11月30日（水）

第1次申込み期間の締め切り後、教育委員会にて希望状況を集計し、その結果を教育委員会ホームページにて公開します。また、各学校へも情報提供し、対象者に集計結果をお知らせします。この時点で、各学校の運営に支障を来す可能性が生じた場合は、定員の再調整などの見直しを行う場合があります。

（第2次）平成23年12月5日（月）から12月16日（金）まで

第1次の申込み結果を踏まえての希望の変更や、新たな申込みをする場合の受け付け可能期間となります。この期限以後は取り下げ以外の変更や、転入者以外の申込みは受け付けません。また、この時点で行われる抽選に漏れた場合は、指定校に入学していただくことになります。

(5) 手続きの場所

原則として、浜松市立の小学校に在籍する児童は、在籍する小学校で受け付け、国立や浜松市外の小学校に在籍する児童は、教育委員会事務局で受け付けます。

(6) 必要書類

- ・入学する中学校の変更申込書（別記様式）
- ・浜松市立の小学校に在籍する児童以外は、結果通知用のハガキ1枚

(7) 小学校における学区外就学者の取扱い

現在、居住地の通学区域外の小学校に学区外就学を許可されている児童が、入学する中学校を希望できる範囲は、原則として居住地の指定校の通学区域と境界を接する

範囲となります。ただし、現在通学している小学校を通学区域とする中学校には、再度学区外就学手続きをすることで、許可基準により就学を許可します。

(8) 転居・転入予定者の取扱い

【転居：市内での住所異動 転入：浜松市外からの住所異動】

①あらかじめ転居・転入が判明している場合

新入学から1年以内（平成25年3月31日まで）に転居・転入することが確実で、転居先の隣接校への通学を希望する場合は、申込み期間内に申込みことができます。その際には、建築確認済証及び建築確認申請書、不動産賃貸借契約書等により、建築主（賃借人）などの氏名及び転居予定先住所、完成（入居）予定日などを確認しますので、申込書に必要書類を添えて提出してください。

②申込み期間後に急に転居・転入が決まった場合

申込み期間終了後（平成23年12月17日以降）に急に転居・転入することが決まった場合は、その事実を確認した時点で希望を受け付けます。ただし、抽選により受け入れる生徒を決定している学校は、希望することができません。

なお、転居・転入が平成24年4月以降になる場合の手続きは、①と同様です。

※①②共通事項

転居・転入が確認できる書類（建築確認済証、不動産賃貸借契約書等）は平成24年3月31日までに提出してください。期日までに提出できない場合は希望校への入学の決定は無効となります。

(9) 決定の取消し

申込み期間終了後に、希望する学校への入学を認めることができる範囲の外へ転居することになった場合は、この申込み又は決定を取り消します。この場合、新たな居所の指定校に隣接する範囲で、希望する中学校への入学を申込みことができます。ただし、抽選により受け入れる生徒を決定している学校は、希望することができません。

(10) 留意事項

弾力的運用により入学する中学校の変更を希望する子どもと保護者の皆様には、申込みに際して、「抽選による決定」や「通学方法など学校の規則を守ること」、「学校行事や地域活動への積極的な参加を心掛けていただくこと」などに同意をいただきます。

なお、通学手段につきましては、各自での対応となりますので、あらかじめご承知おきください。

また、平成24年度に小中一貫校として開校する引佐北部小中学校は、本制度でなく、別の学区外就学許可申請により、就学が可能となります。詳細は教育総務課までお問い合わせください。

(11) 結果の通知

翌年の1月下旬までに、在籍する小学校を通じてお知らせするほか、保護者あてには「入学通知書」の発送をもって通知といたします。なお、浜松市立小学校に在籍しない者には結果通知用ハガキにより通知します。

結果についての個別のお問い合わせは、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先・担当 浜松市教育委員会
教育総務課 学事グループ TEL053-457-2406

新入学児童の保護者各位

岡山市教育委員会

小 学 校 選 択 に つ い て

岡山市では、平成17年度の新1年生から、入学したい小学校を居住している学区、及び隣接している学区の小学校の中から1校を選択できるようになりました。

つきましては、平成24年度に小学校に入学予定のお子様がどの小学校に入学するかを熟考され、下記の要領に従い、隣接している小学校（または小規模特認校）を選択する場合は「小学校選択希望申請書」（別紙）にご記入の上、必ず提出いただきますようお願いいたします。

記

○対象者 岡山市に居住し、平成24年4月に岡山市立小学校に入学する新1年生で、隣接している小学校（または小規模特認校）を希望される方
ただし、子どもが自力通学でき、「小学校選択希望申請書」を提出期間内に提出された方（公共交通機関の利用は認めますが、自家用車等での送迎は原則認めません。）

1 「小学校選択希望申請書」について

(1) 提出期間 平成23年11月18日（金）～12月5日（月）

（十分に熟考されたうえでの提出をお願いします）

(2) 提出先 居住している学区の小学校 [必ず保護者の方が持参、もしくは郵送]

（12月5日付け消印有効）

(3) その他 ・ 居住している学区の小学校を選択される場合は、「小学校選択希望申請書」を提出する必要はありません。
・ 隣接している小学校を選択し許可された場合、中学校は選択した小学校区の中学校へ、手続きをして入学することになります。その場合、抽選はありません。

2 「学校受け入れ枠」について

(1) 学区内入学予定児童数と学校施設の状況を考慮し、毎年各小学校ごとに「学校受け入れ枠」を設けています。（学校受け入れ枠は、毎年変わります。）

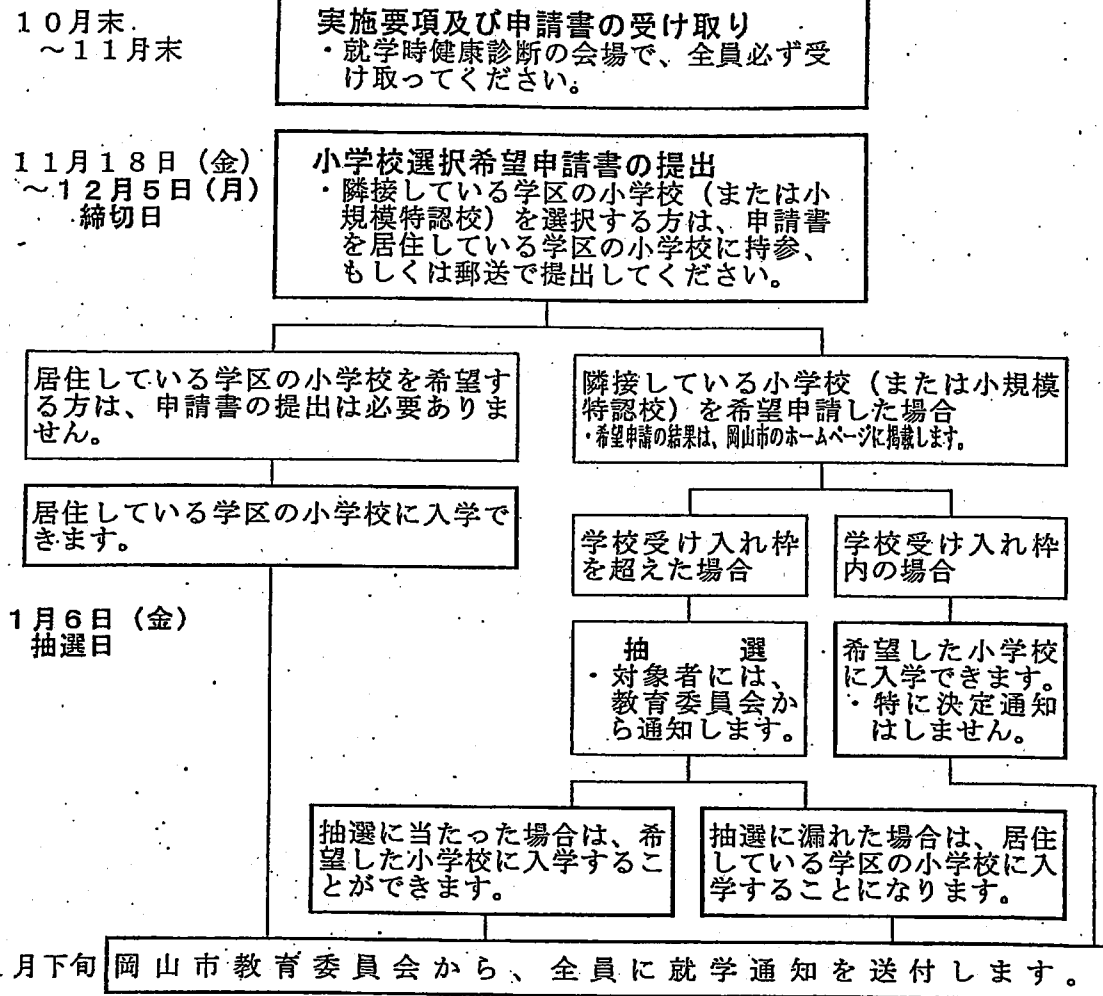
(2) 各学校の「学校受け入れ枠」は次のとおりです。

小学校名	学校受け入れ枠	小学校名	学校受け入れ枠	小学校名	学校受け入れ枠	小学校名	学校受け入れ枠
足 守	5	平 津	4	旭 竜	1	浦 安	11
伊 島	8	吉 備	14	可 知	10	小 串	28
中 山	12	桃 丘	2	西大寺	3	福 田	13
御 南	1	陵 南	6	開 成	2	妹 尾	10
大 元	14	馬 屋下	2	大 宮	23	曾 根	3
大野谷	3	御 津	3	太 伯	4	福 島	1
鯉 山	5	五 城	2	古 都	5	芳 泉	24
岡 南	4	御 津南	3	角 山	28	興 除	4
石 井	35	庄 内	2	西 大寺	8	灘 崎	5
三 門	5	岡山中央	1	豊	5	灘崎小迫川分校	1
螢 明	17	横 井	1	芥 子山	1	七 区	3
清 輝	2	旭 東	3	城 東台	5	彦 崎	6
福 渡	25	旭 操	6	幸 島	2	南 輝	7
建 部	3	高 島	1	御 休	2	東 嚙	7
竹 枝	29	竜 之口	9	江 西	10	平 福	13
牧 石	6	幡 多	1	千 種	3	福 浜	14
大 野	6	三 敷	10	雄 神	2	第一藤田	5
鹿 田	1	財 田	9	朝 日	1	第二藤田	7
津 島	8	宇 野	9	浮 田	5	第三藤田	3
加 茂	3	平 井	12	平 島	5	芳 明	9
馬 屋上	23	富 山	13	政 田	2	箕 島	1
御 野	10	操 南	12	甲 浦	5		
西	1	操 明	9	芳 田	11		

3 抽選について

- (1) 居住している学区の小学校を選択した場合は全員入学できますが、隣接している小学校（または小規模特認校）を選択した場合、希望者が学校受け入れ枠を超えたときには、公開で抽選を行います。※兄弟姉妹関係等による優先的扱いはありません。
- (2) 公開抽選は1月6日（金）に岡山市役所で、教育委員会が学校ごとに実施します。
- (3) 抽選を行う場合は、該当者に教育委員会から12月末までに別途通知します。抽選通知がない場合は、希望した隣接校への入学が可能です。

4 小学校選択手続きの流れ



※・希望する小学校の入学用品等の購入については、選択校から通知がありますが、直接学校へ問い合わせでも結構です。
・学校受け入れ枠内の場合は決定通知をしますが、許可について確認したい方は、岡山市教育委員会就学課か学校へお問い合わせください。

5 小規模特認校について

- (1) 次の学校は、地域性を生かした特色ある教育を推進する小規模校「小規模特認校」として指定されていますので、希望すれば市内全学区から選択できます。

○岡山市立福渡小学校（福とであう虹学校）	○岡山市立馬屋上小学校（やまびこ学校）
○岡山市立竹枝小学校（みずべとホテルの学校）	○岡山市立大宮小学校（笑顔輝く学校）
○岡山市立角山小学校（共に輝く学校）	○岡山市立小串小学校（うみべの学校）

- (2) 通学方法について、小規模特認校は学区内の一定の場所までの保護者による送迎も認めます。

6 その他

- (1) 提出期間終了後の申請は受付をしませんので、小学校選択希望申請書を出される方は期限を厳守してください。
- (2) 小学校選択希望申請書を提出した後、選択希望申請をした学校以外の学校へ入学する場合は、教育委員会就学課へ至急ご連絡ください。取り下げ・辞退願を提出していただきます。
- (3) その他、不明な点がありましたら、教育委員会就学課へお問い合わせください。

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 TEL086-803-1587（直通）

(別紙)

この用紙は、居住している学区の小学校を希望する方は必要ありません。
居住している学区に隣接している小学校(または小規模特認校)を選択する方のみ使用してください。

小学校選択希望申請書

平成23年 月 日

岡山市教育委員会 様

フリガナ
保護者氏名 _____ 印
〒
保護者住所 _____
電話番号 _____
(緊急連絡)

平成24年度に小学校に入学する下記の者について、居住している学区に隣接している小学校(または小規模特認校)を選択したいので、ここに申請します。

フリガナ 児童氏名			
児童の住所			
生年月日・性別	平成 年 月 日	男・女	
居住している学区の 小学校	岡山市立	小学校	
入学を希望する隣接 の小学校(または小規模特認校)	岡山市立	小学校	
希望する隣接の小学校 への通学方法 (該当に○をしてください。)	・徒歩 ・公共交通機関利用(バス 電車)		
選択理由(学校の受け入れや抽選には 全く影響ありません。できる だけご記入ください。)	・その他()		

誓 約 書

学校選択をするに当たって、次のことを誓約します。

記

- 1 通学については、一切の責任と負担のもと、最も安全な方法により自力通学させること(ただし、公共交通機関利用は認めますが、自家用車等での送迎は原則認めません。小規模特認校を選択した場合のみ、学区内の一定の場所までの保護者による送迎を認めます。)
- 2 兄弟姉妹による優先的な取扱いはなく、別々の学校で就学することも承知し申込むこと。
- 3 選択した小学校については、やむを得ない事情がない限り、卒業まで通学させること。
- 4 申請書の内容については、虚偽がないこと。
- 5 申請書の内容に変更が生じたときは、すみやかに岡山市教育委員会に報告し、指示を受けること。
- 6 1～5に違反したときは、ただちに岡山市教育委員会が指定する学校へ転学すること。

平成23年 月 日

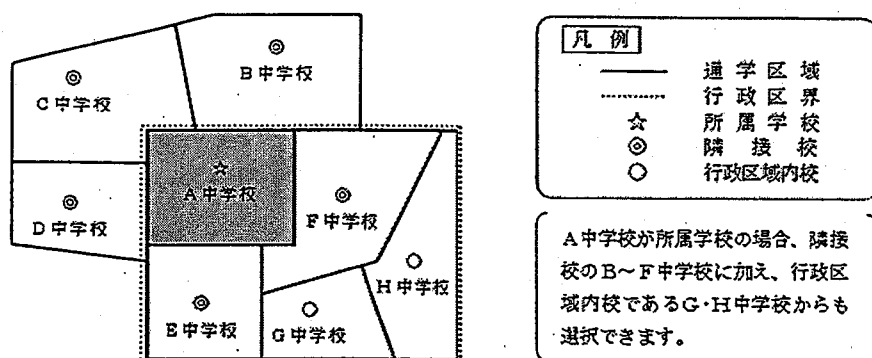
岡山市教育委員会 様

保護者氏名 _____ 印

広島市立中学校における「隣接校・行政区域内校選択制」について(FAQID-4671~4673)

1. 「隣接校・行政区域内校選択制」とは

中学に進学するときに、住んでいる学区の中学校(所属学校)だけでなく、学区が隣り合わせになっている中学校や同じ行政区域内にある中学校の中からも選択することができる制度です。



2. 期待できることは

自宅から近い学校がありながら、遠くの学校が指定されているなど、距離に関する不満を解消することができます。また、保護者や児童が、教育内容や部活動などで行きたい学校を選ぶことによって、学校に対する関心が高まり、信頼される学校づくりが促進されることが期待できます。

3. 対象となる人は

広島市内に住んでいる児童で、来年4月に広島市立中学校に入学する新1年生(現在小学校6年生)が対象です。(10月1日現在、保護者の住所が広島市にあることが条件です。)

4. 受け入れ数は

学区内の児童は全員、所属学校に入学できるようにした上で、各中学校の施設状況に合わせて学区外から35人を上限に受け入れ数を設定しています。各中学校の受け入れ数は別表をご覧ください。学区外からの希望者が、受け入れ数より多い場合は、公開抽選になります。なお、各中学校の学区に住んでいる児童が、学区外の中学校を希望して認められた場合、その人数も受け入れ数に加算しますので、実際には受け入れ数より多く、他学区から受け入れる場合もあります。

5. 申請の方法から学校の決定までの流れ

○ 情報を集める【8月はじめ】

それぞれの学校情報は、各学校のホームページを参照または学校公開、説明会に参加する(児童は保護者といっしょに参加)日程は、毎年改めてホームページに掲載します



○ 所属中学校以外を希望する場合、希望申請書を提出する【9月下旬~10月上旬(2週間)】

希望申請書に記入して小学校の担任の先生に提出
(所属学校を希望する場合は提出しないこと)



○ 申請状況の公表を見て申請内容を変更する【10月下旬~11月上旬(2週間)】

10月中旬に申請状況を公表します。変更はこの1回だけです。

希望変更届に記入して小学校の担任の先生に提出
(希望申請書を提出している人だけが変更できます)



○ 希望校が抽選になれば公開抽選に参加する【11月下旬~12月上旬の土・日】

受け入れ数より希望者が多い学校だけ抽選となります。

公開抽選には、本人または保護者が参加してください。参加できない場合は、必ず代理抽選委任状を小学校の担任に提出(提出期間は別途連絡)(該当者には日時、場所を通知します)



○ 就学する中学校が指定される〔1月下旬〕

抽選に漏れた場合は、補欠順位をつけ、辞退者が出れば順に繰り上げ、指定学校を確定します。

1月下旬に指定学校を明記した入学通知書を郵送します。その後、2月中旬までに繰り上げとなった場合は、改めて入学通知書を郵送します。

(希望申請を辞退する場合は、2月13日までに辞退届を小学校の担任に提出)

(辞退すれば所属中学校を指定します)



○ 指定学校以外の中学校に進学する場合、区域外就学や指定学校変更許可の手続きをする〔2月～3月〕

入試の結果を待って、安佐北中学校や私立中学校などに進学する人は、入学通知書の案内に従って区域外就学の手続きを行ってください。

また、指定学校変更許可を受ける場合も、各区役所市民課、出張所に申し出てください。

〔問い合わせ先 教育委員会学事課 電話(082)504-2469(直通)〕



○ 中学校に入学する〔4月〕

所属中学校および選択できる中学校一覧

※指定学校変更の許可を受けて就学している児童は、現在の住所地の小学校で所属中学校が決まります。

区	住所地の小学校	所属学校	選 択 で き る 中 学 校
中 区	白島小学校 基町小学校 幟町小学校	幟町中学校	吉島中学校、国泰寺中学校、江波中学校、牛田中学校、二葉中学校、段原中学校、中広中学校
	中島小学校 吉島東小学校 吉島小学校	吉島中学校	幟町中学校、国泰寺中学校、江波中学校、宇品中学校
	袋町小学校 竹屋小学校 千田小学校 本川小学校	国泰寺中学校	幟町中学校、吉島中学校、江波中学校、段原中学校、翠町中学校、宇品中学校、中広中学校、観音中学校
	神崎小学校 舟入小学校 江波小学校	江波中学校	幟町中学校、吉島中学校、国泰寺中学校、観音中学校
	温品小学校 上温品小学校	温品中学校	戸坂中学校、牛田中学校、二葉中学校、福木中学校、早稲田中学校、口田中学校、瀬野川中学校
東 区	戸坂小学校 戸坂城山小学校 東浄小学校	戸坂中学校	温品中学校、牛田中学校、二葉中学校、福木中学校、早稲田中学校、東原中学校、祇園東中学校、口田中学校
	牛田新町小学校 牛田小学校	牛田中学校	幟町中学校、温品中学校、戸坂中学校、二葉中学校、福木中学校、早稲田中学校、中広中学校、祇園東中学校
	中山小学校 尾長小学校 矢賀小学校 荒神町小学校	二葉中学校	幟町中学校、温品中学校、戸坂中学校、牛田中学校、福木中学校、早稲田中学校、大州中学校、段原中学校
	福木小学校	福木中学校	温品中学校、戸坂中学校、牛田中学校、二葉中学校、早稲田中学校、高陽中学校、亀崎中学校、口田中学校、瀬野川中学校、瀬野川東中学校
	早稲田小学校	早稲田中学校	温品中学校、戸坂中学校、牛田中学校、二葉中学校、福木中学校
	大州小学校 青崎小学校 向洋新町小学校	大州中学校	二葉中学校、段原中学校、翠町中学校、仁保中学校、楠那中学校、宇品中学校、似島中学校、船越中学校、矢野中学校
	段原小学校		幟町中学校、国泰寺中学校、二葉中学校、大州中学校、翠町